

令和4年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和4年9月16日（金曜日） 午前10時30分開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	教 育 次 長 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第3号）

令和4年9月16日（金曜日）午前10時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決

算認定について

- 第 4 認定第 3号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7号 令和3年度大衡村水道事業会計決算認定について
- 第 9 議案第49号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約について
- 第10 議案第50号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第11 発議第 2号 委員会条例の一部改正について
- 第12 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

午前10時30分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますのでこれより令和4年第3回大衡村議会定例会第11日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、11番佐藤貢君、1番小川克也君を指名いたします。

日程第2 認定第 1号 令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第2号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 令和3年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第2、認定第1号令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号令和3年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号令和3年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までの7件は一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。決算審査特別委員長佐々木春樹君、報告願います。

決算審査特別委員長（佐々木春樹君） 決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

令和3年度大衡村一般会計をはじめとする各種7会計の歳入歳出決算の認定については去る9月7日に決算審査特別委員会が設置されその審査が付託されました。決算審査

特別委員会は9月9日、12日、13日、14日の4日間にわたり書類審査及び各課ごとに決算審査が行われ、各委員並びに執行部のご協力により、予定通り本日をもって審査が終了いたしました。

審査結果につきましては、報告書のとおり認定第1号令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号令和3年度大衡村水道事業会計決算認定についてまで、7件全ての議案が認定すべきものと決定いたしました。

賛成討論にもありましたように、コロナ禍の中執行部に置かれましては奮闘されているという事が見て取れました、けれども今議会この場で行っていることを真摯に受け止めていただきたいのと、指摘事項を検証していただきたいと思います。特にホームページに記載されているところ、総点検をして、早急に改善していただきたいと思います。以上。決算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

日程第2、認定第1号令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数全員であります。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3、認定第2号令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数と認めます。全員の賛成であります。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4、認定第3号令和3年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し直ちに採決をいたします。

本案から認定第7号令和3年度大衡村水道事業会計決算認定についてまでを簡易採決により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第5、認定第4号令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6、認定第5号令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し直ちに採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7、認定第6号令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とし、討論を省略し直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第7号令和3年度大衡村水道事業会計決算認定についてを議題とし、討論を省略し直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9 議案第49号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第49号令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。それでは追加の議案書の1ページをお願いいたします。議案第49号令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約についてでございます。令和4年8月30日指名競争入札に付した、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的。令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）。
- 2、契約の方法。指名競争入札。
- 3、契約の金額。9,174万円。
- 4、契約の相手方。宮城県仙台市若林区東七番丁15番地、福興電気株式会社代表取締役 齋藤和夫。

当該工事につきましては8月12日開催の第2回臨時議会でご承認頂きました給食センターの建築工事および機械設備工事と同日付けで、一般競争入札を公告しておりましたが入札参加者がいなかったため、すでに契約済みのこの建築及び機械設備工事との工

事調整及び完成期日の兼ね合い等を考慮しまして、指名競争入札としたものでございます。この工事につきましては8月3日に入札を公告し8月30日に入札を執行、9月1日に工事請負契約の仮契約を締結しております。指名業者数は12者で内、入札参加は5者。落札した業者の落札率につきましては61.7%となっております。続きまして、議案の説明資料別紙の議案第49号別紙図面の方で工事の概要等についてご説明を申し上げます。別紙の1のほうをお願いいたします。今回の工事につきましては、大衡村学校給食センター整備工事のうち、新築建屋内の電気設備工事にかかる工事となっております。内容といたしましては電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、自動火災報知設備などが主なものとなっております。工事の施工場所につきましては、大衡字爪木地内中学校敷地内でございます。工期につきましては議会の承認後翌日9月17日から令和5年7月14日までを予定しているものでございます。この別紙1につきましては、構内の配線図でございまして、給食センターの出入り口部分となる村道との接続部付近に引込柱を設置いたしまして、そこから給食センターのキュービクル受変電設備まで、地下埋設にて引込するもので、先ほどご説明申し上げました工種につきましては、新築建屋内及び渡り廊下エレベーター棟の電気工事を行うものでございます。なお、渡り廊下及びエレベーターの電力につきましては、中学校校舎の受変電設備から配線する計画となっているものでございます。次ページ以降に主な工種の図面を添付しております。別紙2につきましては、受変電設備の図面でございます。別紙3につきましては、幹線・動力設備の平面図でございます。別紙4につきましては、電灯設備の平面図でございます。参考まで添付しておりますので、後程ご覧いただければと存じます。説明は以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ただいまの説明でですね、落札率が結構低いように感じたんですけども、その要因と他者の落札率どのくらいだったのか、参考までにお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 落札率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回落札した業者につきましては、61.7%とだいぶ低い落札率でございました。詳しい要因は定かではございませんが、入札につきましては、各工事業者の手持ちの工事の状況だったり、あるいは資材の入手ルートだったりそういったところで、それぞれの会社で積算されまして、今回このような大変低い落札金額で入札を頂いたものというふう認識し

ております。それとあと今回12者指名のうち5者ほど入札に参加していただきまして、2番目に低かった業者さんにつきましては、落札率で申し上げますと、66.4%。3番目に低かった業者さんの方は落札率が68.1%。4番目に低かった業者さんにつきましては、85%。5番目に低かった業者さんにつきましては、90%の落札状況となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。質疑が無いようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決を致します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第50号令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案第50号別紙でご説明申し上げます。令和4年度大衡村一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,854万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,289万8,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、6ページお開き願います。今回の補正につきましては、オミクロン株対応のワクチンに係る集団接種費用に係るものでございます。歳入です。16款1項2目衛生費国庫負担金789万円の増、接種費用負担金です。2項3目衛生費国庫負担金1,065万7,000円の増、接種費用に係ります補助金でございます。次に歳出です。7ページご覧いただきたいと思っております。4款1項3目予防費1,854万7,000円の増、13節使用料及び賃借料、86万2,000円につきましては、ワクチン他の冷凍庫に係りますバックアップ電源用の蓄電池のリース料、18節負担金補助及び交付金1,768万5,000円につきましては大和、大郷、大衡3町村を代表して契約主体となる大和町への負担金となります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか、石川敏君。

3番（石川敏君） コロナワクチン、オミクロン株のワクチン追加という事で、今回やるわけですが、今現在まで、4回目まで、ワクチンやっている最中だと思うんですけども。何点か確認したいと思うんですけども、それぞれのワクチン接種の大衡村での今の接種状況、割合というのはどの程度の数字になっているのか確認したいと思います。それとコロナの感染者数、従来は全数の確認で発表になっておったんですが、最近については、それぞれの市町村ごとの人数は発表されておられませんけども、村において、まあ大衡村だけでなく、それぞれの町村ごとの区分というのは村の方に連絡というか、わかるものかどうか、その辺の状況はどうでしょうか。

健康福祉課長（金刺隆司君） ワクチンの接種の状況でございます。2回目までの接種を終えた方が全体で、8月末現在となりますが、89.8%の方が接種済みとなっております。3回目接種対象の方に関しては、同じく8月末現在で、72.9%。4回目接種の方については64.5%となっております。あと陽性者の数でございますが、県内ですら全数把握、市町村別の把握を止めてからですね、各市町村に数の情報とかそういったものは一切来ないような状態になってるので、感染者の数については把握しておりません。

3番（石川敏君） 接種率については了解致しました。感染者数の把握、それぞれの自治体の方には連絡ないってことですけども。発表については県内の仙台市とそれ以外の市町村分の合計の数字だけですね、そうしますと内訳は全くわからないということになると思うんですけども、保健所とのあるいはそれぞれの自治体とのやりとりと言うかその辺の情報の交換ってというのはどういう状況にはなっているかどうか、あと村のコロナワクチン対策チームですか、その辺の業務の内容についてはどのように変わったのか、あるいは減ったのか、その辺の状況はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司） 保健所と自治体との連絡調整の関係ですけども、以前はですね、自治体ごとに感染者を把握していたので、その集計の数だけは保健所の方からご連絡があったような状態です。先ほど申しましたように集計の状態が変わってから、市町村別の集計を取ってませんので、そういった情報はありませんので、そういう連絡等はありません。ワクチンチームの現状の仕事の状況でございますが、前年度まではワクチンチームというチームを組んでやっておりましたけども、今年度から健康福祉課の中に入ってやっております。業務は今のところその2回目接種先ほど申したように約90%ほど、3回目が70%ほど、4回目60%ほどになりますが、それぞれのワクチンの管理というの

が必要になっております、その他にですね小児のワクチン管理ですとか、事務の方は当初より煩雑はしております。事務量は多くなっております。ただ当初始めたとき、手探りで何から手をつけていいかわからない状態でやった時よりは、今担当している職員もやり方等それぞれ工夫しながら、どうやったら効率的に出来るかというノウハウもだんだんついてきている状態ですので、ワクチンチームとしては人数的には縮小しておりますが、そこら辺は何とかやりくりしながら、課の中で協力し合いながらやっている状況でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野議員。

2番（佐野英俊君） 大和町が主体となり、3町村の共同処理ということで今回大衡の負担額が1,768万5,000円、これは大和町に負担する金額と思いますけれども、この全体事業費とあと負担割、大衡にかかる負担割について伺います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 大衡村の負担割合でございますが、全体事業費の1/4、25%を均等割として3町村で均等に割るような形で積算しております。残りをですね実際の実績割として、接種した数で最終的に精算するという形になりますので、今回の補正の方はですね、あくまで見込み値で取ってますので今後ですね、精算の段階で若干の補正は出てくるものということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今の全体事業費、総額なかったんですけども、3市町村における共同処理に要するこの事業費の総額。それから均等割り25、精算伴う実績が75と理解しますが、その25と75の考え方25、75の決定にいたる経過と申しますか考え方について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 大変失礼しました。全体の事業費は約9,000万円というふうに見込んでおります。25%と75%の考え方でございますが、3町村で協議して、結果ですね、広域行政黒川地域行政事務組合で広域処理している場合に均等割という考え方といわゆるその広域割みたいな実績割みたいな考え方ございまして、そちらの方で均等割りを25%というものがあまして、そちらを準用させていただいたということでございます。実績割については残りが75%ということで3市町村で決定したということでございます。

議長（細川運一君） 他に質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 今回、去年に続いて集団接種でやると、スケジュール的には曜日が金曜日それから土曜日、日曜日それから時間帯もかなり接種する方にとっては配慮されたスケジュールになってると思います。先日の説明によりますと、想定の人員が村民約1,800人という説明でございました。電話予約をして希望のスケジュールの日に入れてもらうという事ですが、時期的にインフルエンザの有効期に差し掛かり、ワクチンとの兼ね合いというところはどのように説明なさっていくつもりなのかを伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず集団接種の日程の関係でございますけれども、先日全員協議会のほうで説明させていただいた、11月、12月、1月ということで、基本的には金土日を中心としてというお話をさせていただきましたが、その後、国の方で動きがございまして、極力集団接種に限ってではないんですけども、12月まで終わるよというよな、もっと早く進めてくださいというよな、通知がございました、それをもちまして4市町村で話し合いましたですね、もう少し日程を詰めて、スタートはどうしても供給したワクチンを貯めておくところからはじまりますので、11月スタートには変わりはないんですけども、12月が毎週でなかった部分をちょっとそこら辺を1月分を前倒ししてなるべく12月で集団接種を終えるよな形で、日程を調整中でございます。こちらはあのまたわかり次第皆様にお知らせしたいと思います。あとインフルエンザの時期が当然重なるということでございますが、10月1日からインフルエンザのワクチン接種が可能となります、インフルエンザのワクチン接種は医療機関での接種となるわけでございますが、その期間医療機関でも個別接種というのはするようになります。色々医療機関とのお話をしますと、実際ですね厚生労働省の方では、同時接種大丈夫ですよというよなお話です。その日のうちに、右手に例えばコロナワクチン打って左側にインフルエンザワクチンを打つ、それは可能ですよというよな話でございますが、お医者さんの考えにもよるかと思いますが、一部のお医者さんでは同時ワクチン接種はちょっとしない方向性で検討しているという話も聞いております。実際接種する方の体調にもよると思いますが、そこら辺は個人と医師と相談の上で同時接種するか個別に接するかという判断になるかと思いますが。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君）　すでに7波まで経験している、今のコロナの感染症なんですが、実際にすでに罹ってしまった方に対するこのワクチンの接種の情報というんですかね、個別に受ける方でしたら、主治医に相談するとかそういうやり方ができると思うんですけども、集団の場合、やはり健康福祉課に問い合わせが来るのではないかと思います。その辺の丁寧な対応がさらに望まれるのではないかと思います、その辺の考え方について伺っておきます。

議長（細川運一君）　健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君）　コロナワクチンに感染して、その後接種の時期がきた方というのは、接種をしていいか悪いかというとそのまま接種はしていいわけでございます。ただ、接種はしていいんですけれども、コロナウイルス治ったあとというのは、ご自身が抗体できている状態ですので、ワクチンを打って抗体するよりも、もともと罹った状態での抗体があるので、その時期に同時期に打つのは、私共からするとちょっともったいないかなという考えがございます。今でも、たまにその住民からも問い合わせあるんですけども、その際はですね、一応抗体が落ちてくる3カ月くらいで若干落ちてくるので、その時期が来たら、お医者さんと相談して打ったらいかがでしょうかというようなことでご案内をしている状況でございます。多分そこら辺の状況っていうのも今の段階では国からの情報は変わっておりませんので、今後もですねそういった内容で問い合わせあった場合には丁寧にご案内していきたいとそうように思っております。

議長（細川運一君）　ほかに質疑ございませんか。質疑が無いようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決を致します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11　発議第2号　大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君）　日程第11、発議第2号大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長（細川運一君）　本案の朗読をさせます。事務局。

事務局（小原昭子君）

令和4年9月16日

大衡村議会議長 細川 運 一 殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木 春樹

賛成者 同 上 佐々木 金彌

賛成者 同 上 石川 敏

大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

議長（細川運一君） 本案は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。各委員長から所管事務の調査中の事件について配布しました通り閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（細川運一君） 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 村長へお聞きします。故安部前総理大臣が国葬として行われます。

国では、半旗強制はしないと言われておりますけれども、村として半旗掲揚を行うのか行わないのか、行わないとすれば村長の考え、行うとすればお考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 会議の付託議案ではございませんが、あえて遠藤議員の方からのご質問で、各市長の判断も示されておりますので、もし大衡村として、その方向性が確定されているのであれば村長の御答弁を議長としても求めたいと思いますが、村長。

村長（萩原達雄君） 委員会それから本会議11日間という事で本当に皆さんご苦労様でございました、ありがとうございます。そして先ほどは全議案ご可決をいただきました、ご承認いただきましたこと、厚く御礼を申し上げる次第であります。

ただいま、遠藤昌一議員の方から、国葬の件に係る村の対応という事で、ご質問、緊急なご質問、私も全く想定していなかったわけでありますけれども、質問された以上は、真摯にそしてシンプルにお答えしたいと思います。ただ今までの、現在の私の、村の方針としては、いろいろ弔意の表し方はいろいろあるんだろうと思いますけれども、特段そういう半旗掲揚とか、そういうことは全く、全くと言いますか、考えておりません。ただ、教育委員会の方にもお伝えしております。教育長以下教育委員会がどういう判断するか、それは自由ですよという話もさせていただいております。であります村としてはそういった行動はしないという事で、今現在の心境ですけれども、そういったことでありますので、弔意の表し方は、住民の皆さん国民の皆さんが、それぞれの判断で心の中で念じていただければそれで済むのではないかと私は思っておりますので、村としてのどうのこうのということは私はするつもりもありませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

議長（細川運一君） 御答弁大変ありがとうございます。遠藤議員、遠藤議員のご発言に対して、村長の方からご発言あってそれに尽きてると思いますので、これ以上のご発言というのは遠慮していただきたいというふうに思います。質疑でございませぬので、遠藤議員の質問に対する村の方向性、村長のお考えっていうのは今の答弁で尽きているのであって、それ以上の改めてのご質問っていうのは議長としては許可しかねます。（「やんねえならやんねえではっきり答弁したらいいんだ」の声あり）そういう今の状況でのご判断を述べたのであって、諸般いろいろな想定外の事情でいろいろ再検討なさる余地も全く否定されているわけではない御答弁をされたんだというふうに理解をいたしてお

ます。村長。

村長（萩原達雄君） 想定外の天変地異が無ければ、私の考えは先ほど申し上げたとおりであります。以上です。

議長（細川運一君） これをもちまして令和4年第3回大衡村議会定例会を閉会といたします。

午前11時10分 閉 会
